

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年5月28日
<b>【会社名】</b>	和田興産株式会社
<b>【英訳名】</b>	WADAKOHSAN CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 小 阪 堅 三
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役 梶 原 忍
<b>【本店の所在の場所】</b>	神戸市中央区栄町通四丁目2番13号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所  (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

#### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長 小阪堅三及び最高財務責任者 梶原忍は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会が平成19年2月15日に公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末である平成22年2月28日を基準日として実施しており、評価にあたっては一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準に準拠しております。

本評価においては、当社財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制及び決算財務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切であると考えられるもの）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は事業拠点が単一であるため、本社を重要な事業拠点といたしました。重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、棚卸資産、前受金及び事業用固定資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積や予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

#### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

#### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

#### 5 【特記事項】

該当事項はありません。